

裁 決 書

審査請求人の住所及び氏名

[Redacted]
[Redacted]
[Redacted]

審査請求人代理人の住所及び氏名

[Redacted]
[Redacted]
[Redacted]
[Redacted]

処分庁

岡山市中区福祉事務所長

上記審査請求人（以下「請求人」という。）から平成25年10月8日付けで提起された、上記処分庁（以下「処分庁」という。）が同年8月13日付け、岡中区福第7293号で請求人に対して行った生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）第63条の規定による費用返還金の額を決定する処分（以下「本件処分」という。）に係る審査請求（以下「本件審査請求」という。）について、次のとおり裁決する。

主 文

本件処分を取り消す。

理 由

第1 本件審査請求の趣旨及び理由

本件処分は、請求人の孫が請求人の世帯から転出したことに伴い、本来であれば保護費を減額すべきところ、処分庁が事務処理を誤って平成23年3月23日付けで保護の変更決定を行い、同年4月から平成25年6月までの間、誤りを放置したまま保護費の支給を継続し、当該期間の保護費について総額94万5千円の過支給が生じ、これを法第63条の規定による返還金の額として決定したものであるが、次に掲げる理由から違法又は不当であり、本件処分の取消しを求めるものと解し、以下そのように取り扱う。

- 1 急迫の場合等において資力がありながら保護を受けたことを前提とする法第63条の規定を適用すること自体失当であること。
- 2 仮に失当でないとしても、請求人の生活実態や自立助長を著しく阻害することを考慮することなく返還額の一部又は全部の免除を検討しなかった処分庁の判断は合理性を欠いており、裁量権の範囲の逸脱又は濫用に当たること。
- 3 請求人は、正しい保護費との認識の上でこれを費消したものであるから、本件処分は、請求人の信頼保護の原則にも違反するものであること。
- 4 本件処分に当たって必要な調査がなされておらず、また、本件処分に係る通知書において、相手方が十分認識しうる程度の理由付記がなされていない等、行政手続上のかしがあること。

第2 処分庁の弁明

本件処分は、処分庁が保護の程度の決定を誤って、不当に高額の決定をしたものであり、法第63条に規定する急迫の場合等に該当するため、同条の規定の適用は失当ではない。

また、返還額から控除すべき事項についても、その可否を検討した上で返還額の免除を行っていないのであり、世帯の状況を考慮せず合理性を欠き、裁量権の範囲の逸脱又は濫用に当たるという指摘には当たらない。

なお、自らに過失もなく、処分庁の保護費の決定を信頼していた請求人に対して、2年以上遡及してその返還を求めることの違法性については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第236条の規定により金銭債権の消滅時効は5年とされ、返還を求めることを同法も許容しており、当然に誤った処分は取り消されるべきである。

さらに、本件処分に係る通知書においても、行政手続法（平成5年法律第88号）が求める当該不利益処分の理由付記もなされており、行政手続上のかしも認められない。

以上のことから、本件処分に違法又は不当な点はなく、適法かつ正当な処分である。

第3 当庁の認定事実

- 1 請求人の世帯は、平成11年12月8日から法に基づく保護が開始され、現在に至っており、同日から平成24年11月30日までの間は請求人の子が、同年12月1日から現在までの間は請求人が世帯主であること。
- 2 処分庁は、平成23年4月から請求人の孫が就職のため請求人の世帯から転出する旨の変更申請書を受領し、これに基づき、同月1日から世帯員の減による保護基準の変更及び母子加算を削除する変更決定を行い、この旨を同年3月23日付けで請求人の子に通知していること。
- 3 2の変更決定における保護費の算定において、母子加算の削除については反映されていたものの、平成22年7月1日付けで生活扶助として変更認定した請求人の孫に係る ██████████ の寮費に相当する月額3万5千円の減額変更は行われず、処分庁は、平成23年4月分から平成25年7月分までの間の保護費について誤算定を続けていたこと。
- 4 処分庁は、3により過支給となっていた保護費のうち、平成23年4月分から平成25年6月分までの間の合計94万5千円について、本件処分を行ったこと。
- 5 平成25年7月分の保護費のうち過支給分3万5千円については、同年8月分から平成26年1月分までの6月間の保護費において毎月5,833円ずつ分割して収入充当することとしたこと。

第4 当庁の判断

1 法第63条の規定の適用について

法第63条は、「被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならない。」と規定している。

ここでいう「急迫の場合等」とは、調査不十分のため資力があるにもかかわらず、資力なしと誤認して保護を決定した場合或いは保護の実施機関が保護の程度の決定

を過って、不当に高額の設定をした場合等であると解されている。

また、「生活保護手帳別冊問答集2013」（以下「別冊問答集」という。）問13-2「扶助費の遡及支給の限度及び戻入、返還の例」では、収入の増減が明らかとなった場合の取扱いの中で、「既に支給した保護費の一部（場合によっては全部）を返還させるべき場合は、局第10の2の（8）により、その返還を要する額を次回支給月以後の収入充当額として計上することによって調整することができる。この取扱いは、遡及変更が2か月までできるので、この戻入分を翌月の収入に繰入れることができることとしたものである。」とされており、留意する点の中で、「ア この取扱いが認められるのは、確認月及びその前月までの分として返納すべき額に限ること。したがって、それ以前の返納額は法第63条により処理すべきである。」とされている。

これを本件処分についてみると、第3の2及び3のとおり、請求人の子が、請求人の孫が世帯から転出する旨の変更申請書を処分庁へ提出していたにもかかわらず、処分庁が、保護費の算定において、請求人の孫に係る寮費に相当する月額3万5千円の減額変更を行わず、過支給となったことは、保護の実施機関が保護の程度の決定を過って、不当に高額の設定をした場合に該当するものと解されることから、法第63条の規定を適用することについて、違法又は不当な点は認められない。

2 全額を返還額とすることの合理性について

法第63条の「保護の実施機関の定める額」については、全額を返還させることが不可能、或いは不適當である場合もあろうから、額の決定を被保護者の状況を熟知する保護の実施機関の裁量に委せたものであると解されている。

別冊問答集問13-5「法第63条に基づく返還額の決定」によれば、「原則として当該資力を限度として支給した保護金品の全額を返還額とすべき」としながらも、「保護金品の全額を返還額とすることが当該世帯の自立を著しく阻害すると認められるような場合」については、「当該世帯の自立更生のためのやむを得ない用途にあてられたものであって、地域住民との均衡を考慮し、社会通念上容認される程度とし実施機関が認めた額」の範囲においてその額を「本来の要返還額から控除して返還額を決定する取扱いとして差し支えない。」とされている。

本件処分においては、処分庁は、請求人に対し、94万5千円の返還を求めているが、社会通念上、生活保護受給世帯において、当該金額の返還がその生活に与える影響が少ないとは認められず、当該世帯の自立を著しく阻害するかどうかについては、慎重に検討されるべきものと解する。

処分庁は、弁明書の中で、全額を返還額とすることが当該世帯の自立を著しく阻害するかどうかについて検討した上で、控除すべき項目に当てはまる要素がないと判断したと主張しているが、ケース記録等を見る限り、具体的に請求人の生活実態、資力等を調査し、及び検討した上で、全額を返還額とすることが当該世帯の自立を著しく阻害しないと判断するに至ったとまでは認めることができない。

したがって、本件処分は、その判断を行うに至る過程において、求められるべき十分な調査及び検討が行われておらず、不当な処分といわざるを得ない。

以上のことから、その余の点について判断するまでもなく、本件審査請求については理由があるので、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第40条第3項の規定により、主文のとおり裁決する。

平成26年3月6日

審査庁

岡山県知事 伊原木 隆

大

